

議員提出議案第1号

豊島区議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年2月10日

提出者 豊島区議会議員

池田裕一	竹下ひろみ
根岸光洋	木下広
細川正博	里中郁男
儀武さとる	清水みちこ
わがい哲代	塚田ひさこ
古堺としひと	

豊島区議会議長 村上宇一様

豊島区議会委員会条例の一部を改正する条例

豊島区議会委員会条例（昭和39年豊島区条例第32号）の一部を次のように改正する。

第12条の次に次の1条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第12条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）のまん延防止措置の観点から、委員会の招集場所への委員の参集が困難と判断される実情がある場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）を活用して委員会を開会することができる。

2 前項の場合において、オンラインにより委員会に出席することを希望する委員は、

あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 前項の許可を得て委員会に出席した委員は、次条、第14条第1項及び第27条第1項の出席委員とする。

4 オンラインを活用した委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。
第17条第1項に次のただし書を加える。

ただし、第12条の2第1項の規定によりオンラインを活用して開会する委員会は、秘密会とすることができない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点から、委員会の招集場所への委員の参集が困難と判断される実情がある場合において、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を活用した委員会を開会することに関し必要な事項を定めるため、本案を提出いたします。